

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第78回）議事録

1 日時 令和7年1月28日（火）15：00～15：36

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、石井 夏生利、江崎 浩、高橋 利枝（以上7名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

大村 真一（電気通信事業部長）、

飯村 博之（事業政策課長）、

石谷 寧希（事業政策課調査官）、

渡部 祐太（事業政策課市場評価企画官）、

井上 淳（料金サービス課長）

（3）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）部会長の選出及び部会長代理の指名について

（2）委員会構成員及び主査の指名について

（3）議決案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

開 会

○片山総合通信管理室長　それでは、ただいまから情報通信審議会第78回電気通信事業政策部会を開催いたします。

事務局を担当しております総合通信管理室長の片山でございます。本日は、部会長が選出されますまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ会議にて会議を開催しております。現時点で委員8名中7名が出席いただいております、定足数を満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名乗りいただいた後に御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議での傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について

○片山総合通信管理室長　まず、資料78-1として、情報通信審議会会長から指名された電気通信事業政策部会に所属していただく委員の方の名簿を配付させていただきますので、御確認をお願いいたします。

次に、部会長の選出をお願いしたいと思います。

情報通信審議会令第6条第3項の規定により、部会長は、委員の互選により選任することとなっております。委員の皆様方から御推薦をお願いいたします。

○高橋委員　早稲田大学の高橋利枝と申します。委員の皆様におかれましては高い見識をお持ちの方ばかりだと存じますが、これまで電気通信事業政策部会の部会長代理を務めてこられ、幅広い知識をお持ちである岡田委員が適任であると思います。私は岡田委員を御推薦申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○片山総合通信管理室長　ありがとうございます。ただいま、高橋委員から、岡田委員

を部会長にとの推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。御意見等ある方、もしくは他に推薦があれば、よろしく願いいたします。

（「異議なし」の申出あり）

○片山総合通信管理室長　皆様からも御賛同いただいているチャットが届いております。それでは、岡田委員に部会長をお願いしたいと思います。

○片山総合通信管理室長　それでは、ここからの議事進行は岡田部会長をお願いしたいと思います。岡田部会長、よろしく願いいたします。

○岡田部会長　ただいま部会長に選出されました岡田でございます。僭越ながら一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

本部会は、電気通信事業に関する政策の審議を担当する重要な部会だと認識しております。その部会長という重責を果たすべく努力してまいりたいと存じますので、皆様大変御多忙な方々ばかりとは拝察いたしますけれども、どうか審議に積極的に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、私が部会長として電気通信事業政策部会を主催できない場合の代行をお願いする部会長代理を決めたいと思います。部会長代理は、規定により、部会長が指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきたいと存じます。

部会長代理としては、大変幅広い領域にわたって高い御見識をお持ちの大橋委員が適任と考えております。大橋委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○大橋部会長代理　よろしく申し上げます。

○岡田部会長　それでは、大橋委員に部会長代理をお引き受けいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（２）委員会構成員及び主査の指名について

○岡田部会長　次に、電気通信事業政策部会に設置する委員会の構成員及び主査を指名したいと思います。委員会構成員及び主査は部会長が指名することとなっておりますので、ただいま画面共有されている名簿のとおりといたしたく存じます。各委員会の構成員の皆様におかれましては、精力的な調査検討をお願いいたします。

(3) 議決案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○岡田部会長　それでは、続きまして、議決案件に移ります。

令和5年8月28日付け諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について審議いたします。

本件については、前回御了承いただいた最終答申（案）について意見募集を行っていたところです。この意見募集の結果について、事務局にて考え方の案をまとめていただいたとのことですので、御報告をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○飯村事業政策課長　事業政策課長の飯村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料78-2-1に基づきまして、最終答申（案）に対する意見及びこれに対する考え方（案）を説明いたします。

まず、意見募集期間につきましては、令和6年12月5日から令和7年1月8日まででございます。意見提出数は207件であり、意見提出者は1ページ目から4ページ目までにあるとおりでございます。

続きまして、個別の意見の説明でございますが、全体大部にわたりますので、ポイントに絞って説明をさせていただきます。

それでは、まず、ユニバーサルサービスの関係からでございます。

18ページ目の意見2-1-4を御覧ください。ユニバーサルサービスとして保障する利用形態に関する御意見でございます。ユニバーサルサービスとして保障する利用形態については固定利用が適当とし、移動利用の携帯電話につきましては継続検討としてございます。この意見2-1-4については、これに賛同の御意見でございます。

他方、20ページ目の意見2-1-6につきましては、携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けることを求める意見でございます。これについては、考え方2-1-6にございますが、本答申（案）のとおり、携帯電話サービスについては、MNOが競争的、協調的に整備・維持を進めている状況にあること、そのような状況の中でユニバー

サルサービスに位置付けて国民負担を生じさせることは国民の理解が得られにくいと考えることなどから、現時点では、ユニバーサルサービスに位置付けることとはしないことが適当としてございます。

続いて、21ページ目の意見2-2-2を御覧ください。電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務に関する御意見でございます。今回の電話のユニバーサルサービスにつきましては、ワイヤレス固定電話の地域限定を緩和した上で、新たにモバイル網固定電話について追加する形にしてございます。意見2-2-2はこれに賛同の御意見でございます。

他方、22ページ目の意見2-2-3はそれに慎重な御意見でございます。考え方としては、固定電話の利用者が減少し、NTT東日本・西日本の固定電話の赤字が拡大傾向にある中で、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供の確保が求められていること、また、メタル回線設備については2035年頃に縮退が見込まれる中で、その利用者を円滑に代替サービスに移行させる必要があること等に鑑みますと、本答申（案）のとおり、無線の積極的な活用が必要であるため、NTT東日本・西日本のワイヤレス固定電話の地域限定についての規律は見直すとともに、モバイル網固定電話について、新たにユニバーサルサービスに追加することが適当と整理しているものでございます。

続きまして、38ページ目、ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務に関する御意見でございます。今回のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）では、モバイル網を使った固定ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付けることが適当としているものでございます。意見2-2-22は、品質の面などから反対の御意見でございます。

他方、少し前の36ページ目の意見2-2-20は賛同の御意見でございます。考え方にございますとおり、今回は品質の面についても考慮いたしまして、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供の確保の必要性が高い地域である未整備地域等に限定して、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当としており、賛同の御意見として整理しているものでございます。

続きまして、40ページ目を御覧ください。ユニバーサルサービス責務関係の御意見でございます。

意見2-3-1は電話の責務に関する御意見でございますが、電話の責務については、あまねく提供責務から、複数の事業者が連携してエリアカバーする最終保障提供責務に

見直すことが適当としているところがございます。意見2-3-1は、それに賛同の御意見でございます。

一方、43ページ目の意見2-3-5については、これに反対の御意見でございます。考え方でございますが、今後、利用者の減少等によって、NTT東日本・西日本のメタル固定電話の収支の悪化が見込まれる中で、国民負担の増加を回避する観点から、これまで以上に効率的な提供を図る必要性が高まる状況でございます。このような状況に対応するため、本答申（案）のとおり、モバイル網固定電話について新たにユニバーサルサービスに追加するとともに、これまでの電話のあまねく提供責務については、最終保障提供責務に見直すことが適当と整理しているものでございます。

続きまして、49ページ目の意見2-4-4、最終保障提供責務の担い手に関する御意見でございます。今回、最終保障提供責務の担い手については、申請をして交付金を受け的事业者（適格電気通信事業者）がいる地域については、その事業者に担ってもらって、適格電気通信事業者がいない場合については、NTT東日本・西日本が担う形にしております。意見2-4-4は、それに賛同の御意見でございます。

そして、52ページ目の意見2-4-6は、NTTからの御意見ですが、適格電気通信事業者が存在しない場合に、NTT東日本・西日本が最終保障提供責務を担うことになっても、整備費・維持費について、必要十分かつ過大でない補填が担保されることが前提であるとの御意見でございます。

これについては、考え方2-4-6のなお書きにございますように、NTTによる最終保障提供責務の履行が必要な地域については、他事業者のサービス提供が受けられず、そのサービス提供に際して大幅な赤字が見込まれる地域であると考えられるため、その履行に係る費用については、電話の交付金についての現行制度を基本的に維持しつつ、見直しに伴い必要な補正があれば行うこととした上で、ブロードバンドの交付金については、その履行地域によって制度が変わりますが、まず、赤字の一般支援区域や赤字ではない支援区域外の区域にある場合であっても、大幅な赤字地域である特別支援区域と同等の補填をすることが適当としてございます。

また、整備費につきましては、現在、離島等の条件不利地域においては予算措置による整備費の支援が行われている状況であることを踏まえて、総務省において、必要な支援が行われるよう、対応を行うことが適当としてございます。

58ページ目は、今御説明したユニバーサルサービス交付金に関する御意見でござい

ます。先ほど御説明したとおり、今回、最終保障提供責務の履行に係る費用については、ブロードバンドの場合、大幅な赤字地域である特別支援区域と同等の補填をすることが適当としているところでございます。意見2-5-3は、これに賛同の御意見でございます。

他方、59ページ目の意見2-5-5は、これに反対の御意見でございます。考え方については、繰り返しになりますが、本答申（案）のとおり、最終保障提供責務の履行が必要な地域は、他事業者のサービス提供が受けられない地域であることに鑑みますと、大幅な赤字が見込まれる地域として、特別支援区域と同等と捉えることができるため、その費用については、特別支援区域と同等の補填をすることが適当としてございます。

続いて、66ページ目を御覧ください。ユニバーサルサービスから離れて、電柱・管路等の線路敷設基盤に関する御意見でございます。

NTT東日本・西日本の電柱・管路等の線路敷設基盤については、譲渡等の認可制を導入することが適当としております。意見2-6-11はこれに賛同の御意見でございます。

そして、67ページ目の意見2-6-13については、NTTから、基本的に認可制は導入すべきではない、仮に見直しを行って導入する場合でも、必要最低限の規制にしてもらいたいとの御意見でございます。これについては、68ページ目の考え方がございますが、本答申（案）のとおり、NTT東日本・西日本の線路敷設基盤は、我が国の通信インフラ全体を支え、通信サービスの安定的な提供等を確保する上で重要な役割を有していることに鑑みますと、その適切な維持を図る観点から、その譲渡等については、認可の対象とすることが適当と考えます。また、本答申（案）では、その認可の対象範囲につきましては、規制コスト等を踏まえ検討することが適当としておりまして、総務省においては、本答申（案）に沿った具体的な検討を行うことが適当としてございます。

続きまして、公正競争の関係でございます。

94ページ目、意見3-3-7、NTT東日本・西日本の本来業務以外の業務、いわゆる活用業務の在り方に関する御意見でございます。今回、その活用業務につきましては、事前届出から事後検証に見直すことが適当としているものでございます。意見3-3-7はそれに賛同の御意見でございます。

そして、95ページ目の意見3-3-9については、事後検証の基準の策定等を含めた検証の透明性の確保を求める意見でございます。考え方としましては、本答申（案）

では、活用業務の実施条件の確認方法を事後検証に見直すことに伴い、検証の透明性の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性等の確保が重要となるため、検証のプロセスについては、法律上の位置付けを与えることが適当としております。また、その具体的なスキームについては、関係者の意見を踏まえながら、総務省において、検討を進めていくことが適当としてございます。

続きまして、102ページ目、意見3-3-15からは、NTT持株の業務に関する御意見でございます。

NTT持株による研究成果の実用化業務について議論となりましたが、その実施は認めず、継続検討が適当としたところでございます。意見3-3-15はこれに賛同の御意見でございます。

意見3-3-16では、NTT持株には子会社があることから、そもそも認めるべきではないのではないかと御意見でございます。これについては、考え方にございますが、本答申（案）のとおり、基盤的技術の研究を行いその内容を熟知するNTT持株自身が、研究成果の実用化業務に取り組むことが必要かつ効果的である場合があると考えられますが、NTT持株が研究成果の実用化業務を行うことは、本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保への支障等が懸念されるため、継続検討が適当としてございます。

続きまして、105ページ目は、NTTに対する累次の公正競争条件に関する御意見でございます。

今回の不公平な取引条件の禁止など、NTTの再編時などに設けられた累次の公正競争条件については、棚卸しをした上で必要なものを法定化することが適当としたところでございます。意見3-4-1は、これに賛同の御意見です。

109ページ目の意見3-4-7については、法定化は不要であり、仮に法定化する場合でも、必要最小限の規制にすべきとのNTTからの御意見でございます。これについては、考え方にございますが、本答申（案）では、累次の公正競争条件については、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し必要な見直しを行うことが適当としており、個別条件の取扱いに関する御意見は、その検討の際に参考とすることが適当としてございます。

また、本答申（案）のとおり、今回、先ほど御説明したとおり、活用業務を規制緩和し、事後検証にすること公正競争上の弊害が懸念されていることなどに鑑みますと、累次の公正競争条件のうち必要なものは、法的安定性や実効性を高める観点から法定化す

ることが適当としてございます。

続いて、110ページ目は、グループ合併等に関する御意見でございます。

今回の市場支配的事業者であるNTT東日本・西日本やNTTドコモについては、グループ内の会社との合併等について審査できるようにすることが適当としてございます。意見3-4-9は賛同の御意見でございます。

117ページ目の意見3-4-13については、NTTから、禁止行為規制の逸脱に繋がる場合に限定した実施が必要ではないかとの御意見でございます。これについて、考え方でございますが、本答申（案）において、この合併等を審査する登録の更新制の対象を見直し、グループ内の会社との合併等を審査できるようにすることが適当としたのは、グループ内会社との合併を通じて、市場支配的事業者の不公平な取引、不公正な取引等を禁止されており、それらが潜脱されることを防止する観点からであり、合併等の審査の対象については、この趣旨に鑑み、総務省において、具体的に検討することが適当としてございます。

続いて、131ページ目を御覧ください。インフラシェアリングに関する御意見でございます。

今回、铁塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業者については、認定を受ければ他人の土地等を使用できる公益事業特権を付与することが適当としているところでございます。意見3-6-4はこれに賛同の御意見でございます。

そして、意見3-6-5は、特権を付与するに当たって、事業者間の公平性等についての確保が必要ではないかとの御意見でございます。これについては、132ページ目の考え方にございますように、本答申（案）のとおり、インフラシェアリング事業者に公益事業特権を付与する際には、回線設置事業者である携帯電話事業者等が铁塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等の担保等を要件として付すことが適当としており、賛同の御意見としてございます。

次は、137ページ目の意見4-2-4、国際競争力強化の関係でございます。

国際競争力強化につきましては、研究開発、国際標準化、社会実装、海外展開の4つを総合的に取り組むことが適当としたところでございます。意見4-2-4については、5Gの轍を踏まないように、MVNOが社会実装にも寄与できることの重要性を言及すべきではないかとの御意見でございます。

これについては、138ページ目にございますように、今回の答申（案）において、

「(3) 海外展開に関する取組」に「社会実装」の文言が抜けておりましたので、題名を「(3) 社会実装及び海外展開に関する取組」に修正した上で、次の記述を追加することといたしますとしております。追加部分を読み上げさせていただきます。

「(2) で述べた研究開発の成果をビジネスとして成立させ、社会実装・海外展開を進めるためには、民間事業者においては、潜在的なユーザを発掘し、これらとともにユーザ価値を起点とした実証等を行うことで、新たなビジネスモデルを提供側とユーザ側が共に創り上げていく取組を強化することが求められる。

総務省においては、こうした民間事業者の取組を後押しすべく、オール光ネットワークについて、開発成果の確認・検証、相互接続性の検証、ユースケース開発等を実施することのできる実証基盤環境（テストベッド）の整備に着手したところであり、引き続き整備を着実に進めるとともに、順次運用を開始及び機能を拡張しつつ、国内の通信事業者や大手通信機器ベンダーに加えて、ベンチャーやスタートアップ、アカデミア、海外事業者等、多様な関係者に対し積極的に参画を呼びかけていくことが重要である。

また、データセンターや海底ケーブル等のデジタルインフラの整備に当たっては、強靱化、電力の安定供給・脱炭素化の実現及び地方創生のため、東京圏・大阪圏への集中から、地域分散を進めるとともに、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた取組を促進する必要がある。オール光ネットワークは、その低遅延性等によって、デジタルインフラ立地制約（通信遅延に由来する需要地からの距離）の緩和を可能とするため、デジタルインフラの整備の一環として、データセンターや海底ケーブル等とともに、官民の連携・協調により、必要な政策的支援を通じて整備を推進することが重要である。」として追記をしているものでございます。

加えて、MNOとMVNOの間では、5G（SA方式）の機能開放について協議が行われている状況にございますが、139ページ目の考え方4-2-4の最後でございますように、本答申（案）のとおり、MVNOにおいては、機能開放により実現したいサービスの明確化を行い、MNO・MVNO双方で相互の理解を深めるよう努めるとともに、MNOにおいては料金等の提供条件に関して必要な情報提供を適切に行うことが適当と整理をしております。

続いて、145ページ目、外資規制の関係に関する意見でございます。

NTT持株に対する、3分の1以上を禁止する外資総量規制については維持が適当としてございます。意見5-2-1はこれに賛同の御意見でございます。

他方、146ページ目の意見5-2-3については、外資総量規制は撤廃すべきとの御意見でございます。考え方でございますが、本答申（案）のとおり、NTT東日本・西日本が保有する線路敷設基盤や電気通信設備は、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っており、携帯電話事業者を含む通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要であると考えること等から、NTT持株に対する外資総量規制は維持が適当としてございます。

続きまして、153ページ目の、NTTに関する規律の担保措置等の関係でございます。

NTT東日本・西日本が行う合併等の認可については、小規模な非電気通信事業者との合併であれば、その認可の対象外とすることが適当と整理をしたところでございます。意見6-4については、小規模の基準の明確化など、慎重な制度設計を求める意見でございます。これについては、考え方でございますが、本答申（案）では、NTT東日本・西日本が行う合併等の認可は、本来業務や公正競争への支障を確認するためのものであるため、小規模な非電気通信事業者との合併等であれば、公正競争には影響せず、本来業務への支障も少ないと考えられ、認可の対象外とすることが適当としていますが、具体的な制度は、総務省において、本答申（案）に沿って、今後検討することになるため、御意見は、その際の参考とすることが適当としてございます。

最後に、155ページ目の法形式の在り方に関する御意見でございます。意見6-5は、NTT法について、その廃止をする合理的理由はなく、NTT法は維持・強化することが適当との意見でございます。これ以降も法形式の関係の意見が続いております。考え方としては、155ページ目の考え方のなお書きのとおり、本答申（案）のとおり、NTTに関する規律の法形式については、総務省において、我が国の法体系との整合性など法技術的な面等にも留意した上で、必要な規律を適切かつ確実に担保できる形式を検討することが適当であるので、参考とさせていただきますとしてございます。

説明については、以上でございます。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

ただいまの御説明について御意見、御質問等がございましたら、チャット機能を用いてお申出いただければと思います。よろしく願いいたします。

特に意見はございませんでしょうか。

非常に多くのコメントを頂戴しましたが、主に事業者の皆様からのコメントは、特別

委員会等あるいは前回部会等を含めまして、これまで出てきた意見がほぼ反映されている内容であったかと理解しております。また、細部で意見が食い違うところもございましたが、その点も委員会等の議論を通じて出てきた皆様の御意見を反映して、事務局で取りまとめをしてきたと理解をしているところであります。今後、継続検討となるものも幾つかあったに思いますが、その点については、また皆さんのお力を借りて細部を詰めていくことになろうかと思えます。

いかがでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問がないようでしたら、現在定足数を満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料78-2-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表することとするとともに、資料78-2-2の最終答申（案）を情報通信審議会総会において、最終答申（案）として提案することとしたいと思えますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申出ください。

（異議の申出なし）

○岡田部会長　それでは、特に御異議はないものと認めますので、資料78-2-2の最終答申（案）のとおり、総会へ御提案することにしたと思います。

なお、総会当日は、申し訳ございませんが、部会長である私の都合がつかないために、大橋部会長代理に御説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。申し訳ございませんが、どうかよろしく願いいたします。

○大橋部会長代理　承知しました。

○岡田部会長　お願いいたします。

閉　　会

○岡田部会長　それでは、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局もよろしいでしょうか。

○片山総合通信管理室長　事務局からも特にございません。

○岡田部会長　ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。皆様、お忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございました。